### 令和3年度 3学期いじめ防止対策の取組状況に係る報告

# 1 未然防止への取組

#### (1) 第14回加古川教育フォーラムについて

※令和4年2月19日に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止重点措置期間中の ため中止

- ○「心の絆プロジェクト」テーマ:「いじめを許さない、みんなが楽しいと思える 学校づくり」
  - ・児童会・生徒会を中心とした「いじめを許さない、みんなが楽しいと思える学校づくり」の推進
  - ・各生徒会から寄せられたメッセージを合わせ、生徒会代表者からのメッセージを作成

### (2) 市内小学校(1校)4年生を対象とした相談行動促進(自殺予防教育)授業の実施について

当該学年の様子より、不登校や教育委員会と共同で実施

- 日 時:令和3年9月8日(水)、9日(木)
- 講 師:奈良女子大学大学院 非常勤講師 阪中 順子 氏
- 対象者:4年生児童
- ○児童の声
  - 幸せな町のようなみんなが笑顔になるようにあいさつをしたいです。
  - ・クラスのみんなが笑顔になれるようにいろんな人に声をかけたいです。
  - ・上手に話を聞いてもらってうれしかったです。自分も人の話を聞くときは上手な聞き方で聞きたいです。
  - ・今、学校に来ていない友だちが学校に来たら楽しいなと思えるようなクラスにしたいです。

### 2 早期発見・早期対応への取組

## (1) 第2回学校生活適応推進研修会について

- 令和4年2月8日(火)に教職員46名がリモートで研修に参加
- 参加者の意見等
  - ・教師のスキルをアップさせる的確な内容だった。SELやPBISを取り入れて工夫したい。
  - ・個人との関わり方、集団との関わり方についてどうしたらよいか理解できた。
  - ・「望ましい行動」を獲得できていない児童に対して叱るのではなく、望ましい行動を示し納得できるように導き、その行動が獲得できるように支援することが大切であることを学んだ。
  - ・より実践的な内容で今後の学級経営、生徒指導に参考になった。
  - ・発達障害、特別な支援を必要とする生徒との関わり、支援方法がよく分かった。

# (2) いじめの認知について [別添資料①]

① いじめ認知の推移

(単位:件)

<b>拉</b> 種		1	学期				2学期				3学期		合計
校 種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	一百百
	40	58	95	156	3	55	60	73	113	35	42	32	
小学校	(1)	(3)	(50)	(87)	(34)	(57)	(100)	(73)	(93)	(45)	(59)	(26)	762
小子仪			349				304				109	(628)	
		(	(141)				(357)				(130)		
	11	38	26	14	9	11	31	33	20	11	9	9	
中学校	(0)	(0)	(15)	(14)	(9)	(38)	(18)	(26)	(45)	(17)	(11)	(15)	222
中子仪			89				104					(208)	
			(29)		(136)   (43)								
∆≢I.	51	96	121	170	12	66	91	106	133	46	51	41	984
合計	(1)	(3)	(65)	(101)	(43)	(95)	(118)	(99)	(138)	(62)	(70)	(41)	(836)

注:()は昨年度の件数

② いじめの様態 (単位:件)

いじめの様態	小	学校	中	学校	合 計			
からかい・悪口	436	57. 3%	178	80.1%	614	62.4%		
仲間外れ・無視	27	3.5%	11	5.0%	38	3.9%		
ネットでの誹謗中傷	20	2.6%	7	3. 2%	27	2.7%		
暴力	151	19.8%	7	3. 2%	158	16. 1%		
恐喝	4	0. 5%	0	0.0%	4	0.4%		
その他 ※	124	16. 3%	19	8.5%	143	14.5%		
合 計	762	100.0%	222	100.0%	984	100.0%		

※ 落書き、もの隠し、嫌がらせ、いたずらなど

### ③ いじめ発見のプロセス

(単位:件)

<u> </u>											
発見のきっかけ	小	学校	中	学校	合計						
アンケート	164	21.5%	17	7. 7%	181	18.4%					
本人	199	26. 1%	118	53. 1%	317	32. 2%					
他の児童生徒	76	10.0%	27	12. 1%	103	10. 5%					
学級担任	44	5.8%	8	3. 6%	52	5. 3%					
関係教員	19	2.5%	8	3. 6%	27	2. 7%					
養護教諭	0	0.0%	1	0. 5%	1	0.1%					
保護者	256	33.6%	39	17. 6%	295	30.0%					
その他 ※	4	0.5%	4	1.8%	8	0.8%					
合計	762	100.0%	222	100.0%	984	100.0%					

※独自の教育面談、スクールカウンセラーなど

#### 4 分析·評価

○ 1,000 人あたりの認知件数

小学校:55.0件(昨度比10.4件增)、中学校:32.1件(昨年度比2.2件增)

○ いじめ認知件数の増加

令和2年度と比較するといじめの認知件数は小学校、中学校とも増加している。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事等が制限された結果、児童生徒同士が関わる機会が減り、トラブルになる機会が減少したために認知件数が大きく減少したが、令和3年度は制限がある中でも学校生活に慣れ、児童生徒同士の接触機会が増加したため、その分認知件数も増えたと考えられる。

#### ○ いじめの様態

ネット上でのトラブルの割合が年々増加しており、特に小学生では大きく増えている(令和2年度8人→令和3年度20人)。小学生でもスマホをもつ児童の割合が増えていることやオンラインゲームでのトラブルが原因となっている。また、小学生で暴力を伴うものの割合が高くなっている。自分の感情や思いをうまく伝えられず、衝動的な行動に出てしまうことが多いように思われる。

### ○ いじめ発見のプロセス

加古川市の特徴として児童生徒本人から、または保護者からの相談ある割合が高くなっている。 児童生徒自身が困ったことを先生に、もしくは保護者に積極的に相談できていると考えられる。 また、他の児童生徒からの情報の割合も高く、相談行動に移す意識が高いことがうかがえる。そ の要因としては相談行動促進授業を継続して行っていること、さらには心の相談アンケート及 び教育相談で先生が児童生徒一人ひとりに親身になって対応していることで相談しやすい環境 になっていることが考えられる。

### (3) 不登校児童生徒への支援の充実について [別添資料②]

#### ① 令和3年度不登校児童生徒の状況

○ 不登校児童生徒数

小学校:166人(昨年度比61人增)

中学校:414人(昨年度比81人増) 計:580人(昨年度比142人増)

○ 不登校改善率

小学校(40人): 24.10%(昨年度比5.42%減)中学校(113人): 27.29%(昨年度比0.64%減)

※学級担任等関りのある教員からの報告(問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

### ② 不登校対策推進委員会の実施状況

- 学校園連携ユニット別不登校対策委員会(ユニット情報交換会)を実施する。
- 第5回不登校対策推進委員会では、3中学校区の学校園連瑛ユニットから実践発表を行う。

### ③ 分析・評価

不登校児童生徒数は小学校、中学校とも増加している。また、不登校改善率も令和2年度と比べるとわずかに減少している。しかし一方で、令和2年度から令和3年度にかけての不登校継続児童生徒数を見ると小学校で17名、中学校で51名が、不登校が改善して学校に復帰できている。各小・中学校で不登校児童生徒へ対しての手厚い支援が行われていることが分かる。ただ、不登校児童生徒が急激に増加していることもあって今後も児童生徒一人ひとりに寄り添った対応をしていくことも難しくなっていくと考えられる。そのため、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を進め、その中で基本的な自尊感情を高め、子どもたちが自己有用感を高められるよう支援を継続し、アセスや心の相談アンケート及び教育相談を積極的に活用して不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めていく必要がある。また、各小・中学校だけでなく、教育相談センター等の関係機関と密に連携し、協議していくことでより効果的な支援、対応が行えるようさらなるサポート体制の充実に努めていく。

### 3 関係機関との連携を強化した取組

## (1) スクールサポートチームの活動状況について

- ① 第2回定例会
  - 日時 令和4年3月15日(火)
  - 内容 加古川市いじめ重大事態対応の参考書について いじめ重大事態(自殺または自殺が疑われる死亡事案)への対応について

### ② チーム員の取組

ア 学校支援カウンセラー(心理相談員)

<月別アウトリーチ件数について>

(単位: 件)

												(	<u>'</u>
内 容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
いじめ	1												1
不登校						1							1
学業・進路													
友人関係													
家庭・子育て													
心身の健康・保健	1	4	6	5		1	1	5	4	2	1	1	31
発達障害等													
非行・不良行為		1		1									2
暴力行為													
虐待													
体罰													
学校・教職員との関係		3	3										6
その他													
合 計	2	8	9	6		2	1	5	4	2	1	1	41

- イ 学校支援ソーシャルワーカー (社会福祉士) [別添資料③]
- ウ いのちと心サポート相談員(校長OB)

電話対応: 45件(年226件)、面接対応: 4件(年21件)

工 学校安全支援員(警察OB)

電話対応: 2件(年3件)、面接対応: 10件(年27件)、関係機関との連携: 31件(年71件)

オ スクールロイヤー (弁護士)

No	学校からの相談内容	ロイヤーからの助言
<b>¾</b> No	01~14に関しては令和3年度第3回までに報告済み	
15	加害被害は調停中である。加害側がトラブルの元となった写真データ紛失したため、加害側は学校が保有しているデータの提供を求めている。断った場合、法的問題はあるのか。また提供した場合、学校が民事に巻き込まれ	学校に対して任意の提供を求めるものである限り、断ることに問題はない。提供する場合は本人の同意を得ることが望ましい。
	る可能性はあるのか。	
16	学校関係諸費が未納の保護者に督促するも支払わない場合、どのような手続き・方法をとることが適切であるか。	当事者間で交渉できれば、支払方法を書面で交わし分割払い等で対応する方法がある。交渉できなければ、 支払督促の申立て又は少額訴訟を提起する方法がある。
17	学校ホームページに新聞記事を掲載したが、匿名の方から記事が事実とは異なるとの指摘の電話があり、記事を削除した。その後訂正文の作成、関係者への配布、謝罪等の要求が手紙で届いた。匿名の相手にどのように対応したらよいか。学校が訴えられる可能性はあるのか。	記事を削除した対応は適切である。今後の拡散につながることは止める。プライバシー権侵害として訴えられる可能性はある。記事の内容について新聞社に訂正報道の有無などを含めて確認すべきである。
18	PTAを退会した家庭とPTA会費の使途等でトラブルになっているが訴訟等に発展する可能性はあるか。また学校やPTAが責任を問われることになった場合はどんなことを問われるか。	学校から当該保護者に対する協議申入れ等の内容や方法、態様によっては、権利侵害であるとして、損害賠償請求に発展する可能性もある。
19	保護者間の協議の際に同席した教頭の対応について、加 害保護者の代理人から受理通知書が届いた。回答は口頭 で行う予定であるが文書を求められた場合は断ること は可能であるか。	断ることは可能である。口頭の回答でも代理人が記録 を残す可能性があるため、誤解を与えかねない言動は 避けるよう注意が必要である。
20	昼休み運動場で、遊びが原因で怪我をし、現在不登校になっている児童の保護者が、通院費や不登校中の塾代等を求めて損害賠償請求を検討しおり、請求先は学校か怪我を負わせた児童の保護者かと問われている。このような場合、責任はどちらにあるのか。また学校がしておくことは他にあるか。	法的な責任の主体としては、怪我を負わせた児童の保護者と学校、両方の可能性がある。今後、再発防止策を講じることは重要だが、安全義務違反、不備があったかのような認定をするものではないとも思われるので、保護者の出方に応じて、市の顧問弁護士へ相談しながら進めていただきたい。

# (2) ネットパトロールの実施状況について

### ① 専門機関からの情報提供(月別)

(単位:件)

対応区分			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
専門機関からの情報提供			65	172	180	113	260	413	66	179	137	266	280	169	2, 300
	今	後見守りを要する事案	7	11	18	15	11	17	3	11	22	27	24	20	186
		学校への対応依頼事案	3	2	6	4	2	6	0	6	6	2	1	4	42
	関係機関への情報提供		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## ② 今後見守りを要する事案

少年愛護センター(以下「愛護センター」)と専門機関が協議し、今後、見守りが必要であると判断した事案の件数である。当該事案は、月例開催の中学校生徒指導担当者会において、生徒指導担当教諭及び中学校生徒指導代表校長・教頭と情報を共有している。

Instagram や TikTok、Twitter 等のネットワークアプリにおいて、「名前」「学校名」「部活動名」「学年(年齢)」「写真」「動画」などを公開して交友関係を広げている児童生徒や不適切な書き込みをしている児童生徒などを見守り対象としている。また、合同補導(中学校区小中学校生徒指導担当者・少年補導委員等の地域が参加する会議)の機会に情報提供している。

### ③ 学校への対応依頼事案

愛護センター内で追調査、協議、精査し、学校へ対応を依頼した事案の件数である。これまで、 当該事案については、主に管理職へ情報提供し、当該生徒とその保護者に対し、安心・安全なネット利用を指導していただいている。令和3年度は、42件の学校への対応依頼事案があった。その内訳は以下の通りである。

<令和3年度の対応依頼事案>

- ・個人が特定できる写真などの投稿(18件)
- ・自傷行為などを疑う投稿(2件)
- ・スマホ持込など校則違反を疑う投稿(8件)
- ・不適切な書き込み・動画の投稿(5件)
- その他の投稿(9件)

また、自殺を仄めかすなどの<u>SOS情報を発見した場合</u>は、緊急対応事案として専門機関から即時連絡が入るように依頼しているが、令和3年度は0件であった。

### 4 推進体制・検証体制を整える取組

- (1) **学校生活に関するアンケート、心の相談アンケート、教育相談の取組状況について** 1月に指導主事が各小中学校を訪問し、取組状況について聴き取りを実施
- (2) 中学校生徒指導担当者会及び小学校生徒指導部会との連携について 問題行動(いじめを含む)等の状況や対応について情報提供を行う。
- (3) いじめ対策委員会及び不登校対策委員会の機能的な運用について 学校園連携ユニット別不登校対策委員会(ユニット情報交換会)を実施する。(再掲)
- (4) いじめ対策へのPDCAサイクルによる評価検証体制の推進について 令和3年度各学校の改善プログラム取組状況は資料5で報告する。
- (5) **学校評価による検証について** 学校評価は資料6で報告する。